

「薬物及び銃器取締強化期間」の設定・実施について

函館税関では、本年10月1日から10月31日までを「薬物及び銃器取締強化期間」として、取締りを強化いたします。

近年、覚醒剤・大麻などの不正薬物が一般市民にまで浸透しているほか、銃砲類を使用した殺傷事件などが発生し、平穏な日常生活に対して重大な脅威を与えております。

これら不正薬物や銃砲類のいわゆる社会悪物品は、そのほとんどが海外から密輸されており、最近では地方港や地方空港での不正薬物の摘発が相次いでいることから、函館税関では社会悪物品の水際での摘発を最重要課題として、警察や海上保安部等の関係取締機関と連携のうえ、取締りを実施しております。

社会悪物品やテロ関連物資の密輸摘発・密輸防止のため、皆様の検査に対するご理解と積極的な情報提供等のご協力をよろしくお願いいたします。



覚醒剤
H22.11 室蘭税関支署摘発



乾燥大麻
H24.03 千歳税関支署摘発

許しません白い粉、通しません黒い武器

密輸ダイヤル「0120-461-961」(24時間受付)
または函館税関監視部まで密輸情報をお寄せください。
函館税関監視部密輸対策企画室(0138-40-4243)